

斐伊川河川整備懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「斐伊川河川整備懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が「斐伊川水系河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

3 委員の任期は、原則として「斐伊川水系河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、行政委員を除く委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。ただし、行政委員及びオブザーバーについてはこの限りではない。

(公開)

第6条 懇談会の公開については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

2 事務局は懇談会運営に係る庶務を処理する。

(オブザーバー)

第8条 座長は必要に応じてオブザーバーに意見を求めることができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成21年7月30日より施行する。

平成21年9月17日より施行する。